

HIV陽性者の集中する地方自治体における HIV 対策の横断的モニタリングと施策推進に関する研究

研究分担者 平賀 紀行 九州大学大学院医学研究院 泌尿器科学分野

研究要旨

【目的】 HIV 感染者ならびにエイズ患者（以下、感染者等という。）が全国平均より多く報告されている都道府県等（以下、重点都道府県等という。）の実施する施策について、各地域での発生動向、現状施策を横断的にモニタリングのうえ、各地域で取り組む効果的な施策等を各自治体間や関連団体等で共有し、各地域におけるエイズ対策の推進を図ることを目的とする

【方法】 過去3年間の新規感染者・新規エイズ患者合計報告数の人口10万人に対する割合が全国平均以上の都道府県及び当該道府県内政令指定都市、ならびに感染者等が著しく多い地域を対象とし、地域担当者より各地域における発生動向、現状施策、効果的取り組み等に関し情報を収集し、分析を中心とした意見交換を行う。

【結果】 指針第七に地方自治体の実施する施策のモニタリングと評価の重要性は明記されており、これまで所管課により開催されてきた重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡会議により地方自治体の実施する施策に関し横断的モニタリングと評価がなされてきたが、2016年以降開催されておらず、本研究の遂行により各地域における施策のモニタリングならびに評価をあらためて行い、その結果を所管課へ提言する。

【考察・結論】 重点都道府県等の実施する各施策について発生動向や現状施策についてモニタリング項目を設定し、それぞれの自治体における普及啓発・検査相談・医療提供体制等に関する現状を客観的に評価し、重点的に取り組むべき課題を明らかにすることで、地域の実情に即した効果的なエイズ施策を推進する。

なお、各地方公共団体より得られたモニタリング調査項目は可能な範囲での公表を原則とし、今後の公衆衛生施策推進に資する定量的データを蓄積していくことが重要と考える。

研究協力者

四本美保子	東京医科大学 臨床検査医学分野
潟永 博之	国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センター
横幕 能行	名古屋医療センター エイズ治療開発センター
白阪 琢磨	大阪医療センター HIV/AIDS 先端医療開発センター
南 留美	九州医療センター AIDS/HIV 総合治療センター
西浦 博	京都大学大学院 医学研究科 環境衛生学分野
後藤 駿介	九州大学大学院 医学研究院 泌尿器科学分野
天野 雅子	大阪医療センター HIV/AIDS 先端医療開発センター

A. 研究目的

日本における HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染は、これまでの東京を中心とする関東地域に加え近畿、東海ほか地方都市においても感染の拡大が認められる。

後天性免疫不全症候群（エイズ）は、HIV 感染によって生じ、適切な治療が施されない場合に重篤な免疫不全状態を引き起こし、その結果日和見感染症や悪性腫瘍を発症した状態を言う。

エイズ発生動向調査は昭和 59（1984）年から開始され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法という。）」等の施行に伴い整備され、現在まで動向調査が行われているが、HIV 感染者ならびにエイズ患者（以下、HIV 陽性者という。）の新規報告数は増加傾向から横ばいを経て微減傾向を示している。

2023 年までの日本での新規報告数は累計で 3 万 5 千人を超えており、世界での感染者数はおよそ 3990 万人、年間 130 万人が新規に HIV に感染し、63 万人がエイズにより死亡していると推定され、いまだ人類が直面する最も深刻な感染症の一つと言って過言ではない。

このような状況のもと、感染症法の定めるエイズ予防指針に基づき、HIV 陽性者の人権に配慮しつつ、各地域における HIV 感染の予防およびまん延防止対策への取り組みや医療提供体制の確保等の各種施策が行われている。

近年、治療薬の開発が進み、早期に服薬治療を開始できればエイズを発症することなく通常の生活を送ることが可能となってきた一方で、長期療養に伴い、HIV 陽性者へのいわれのない差別・偏見等を背景とする医療施設等への患者受け入れ拒否といった課題も多く認められている。

自身や周囲への感染を予防し、かついわれのない差別や偏見をなくすためにも、エイズや HIV 感染症に関する正確な情報を知ることが当然であり、個人における対策もさることながら行政が行う対策を充実させていくことが重要であることは議論を待たない。

九州大学大学院医学研究院泌尿器科学分野では、HIV 陽性者が全国平均より多く報告されている都道府県等（以下、重点都道府県等という。）において実施される施策について、各地域での発生動向を経年的に網羅的に調査し、現状施策を横断的にモニタリングのうえ、各地域で取り組む効果的な施策等を各自治体間や関連団体等で共有し、各地域におけるエイズ対策の推進を図ることを目的とする本臨床観察研究遂行により、あらためて HIV・エイズに係る正しい情報の普及啓発の促進、検査相談体制や医療提供体制の整備といった各種施策を推進することができ、さらなる HIV 感染の拡大防止をはかり、国ならびに各地域のエイズ施策の推進にさらなる貢献ができるものと考えらる。

B. 研究方法

本研究を行うにあたり以下の手順に従い情報を取得する。

○九州大学医系地区部局観察研究倫理審査委員会における倫理審査終了後から 2027 年 3 月 31 日までの研究期間において、すべての政令指定都市およびその所在する道府県、都を含むそれ以外の重点都道府県等をおおまかに西日本、中日本、東日本の 3 地区に分け、各地区の政策担当者に対し、当

該地区における発生動向、現状施策、効果的取り組み等に関し情報収集・意見交換を行う。

- 各地区での情報収集・意見交換ののちに、各地区政策担当者、各地区での感染者等を支援する NGO 等関連団体関係者、各地区医師会担当者を交えた地区別全体会議を行う。
- 地区別全体会議において各地域の施策状況・先進的な取り組み等を共有し、専門家による分析ならびに最新の知見を併せ意見交換を行うことで、各地域におけるエイズ施策を推進し、その概要を厚生労働省所管課に提言する。

（倫理面への配慮）

- インフォームド・コンセントは各地域担当者より取得し、各自治体より得られた情報は本研究班ホームページにおいて公開する。
- 各地方自治体担当者は、本人に別添説明文書に基づき説明を行った上で、本研究への参加について、文書にて同意を得る。
- 同意が得られた自治体担当者を研究対象自治体として登録し、自治体担当者より下記の匿名化された情報を取得する。

〔取得する情報〕

- HIV 感染者・エイズ患者報告数・（それぞれ性別 10 歳階級年齢群別報告数）・国勢調査人口（いずれも 2014 年以降のデータ）
- HIV 検査件数：平日・夜間・休日・迅速・郵送（それぞれ性別 10 歳階級年齢群別陽性件数）（いずれも 2014 年以降のデータ）
- エイズ対策に係る計画：策定の有無、有であればその資料（直近のみ）
- エイズ対策推進協議会：開催の有無、有であればその資料（直近のみ）
- 普及啓発および教育についての課題と対応策（特に青少年、MSM、外国人、性風俗産業従事者、薬物乱用・依存者等）
- 検査相談体制についての課題と対応策
- 医療提供体制について課題と対応策（中核拠点病院選定、病院連絡協議会開催、研修計画等）
- 地域特有の課題とそれに対する対応策
- エイズ対策推進事業実績額（普及啓発および教育、医療提供体制の再構築）（直近 3 年間）
- 特定感染症検査等事業実績額（保健所等における HIV 検査・相談事業）（直近 3 年間）
- これまでの実績を考慮した今後の施策や予算要求の考え方
- エイズ施策全般に対する厚生労働省事務局への要望等自由記載欄

- 情報はすべて個人情報加工し、郵送にて九州大学大学院医学研究院泌尿器科学分野において収集する。郵送の場合、追跡可能なサービス（セキュリティ便など）を利用する。
- 研究対象者等から同意取消の申し出があった場合、研究機関内でその記録（連絡者、日時、内容等）を残すとともに、速やかに該当者のデータを破棄し、研究への使用を止めることとする。

C. 研究結果

倫理審査終了後すみやかに本研究遂行を予定している。

指針第七に地方自治体の実施する施策のモニタリングと評価の重要性は明記されており、これまで所管課により開催されてきた重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡会議により地方自治体の実施する施策に関し横断的モニタリングと評価がなされてきたが、2016 年以降開催されておらず、本研究の遂行により各地域における施策のモニタリングならびに評価があらためて行われることとなる。

本研究はその結果を所管課へ報告し、エイズ施策推進に関する提言とする。

D. 考 察

重点都道府県等の実施する各施策について発生動向や現状施策についてモニタリング項目を設定し、それぞれの自治体における普及啓発・検査相談・医療提供体制等に関する現状を客観的に評価し、重点的に取り組むべき課題を明らかにすることで、地域の実情に即した効果的なエイズ施策を推進する。

なお、各地方公共団体より得られたモニタリング調査項目は可能な範囲での公表を原則とし、今後の公衆衛生施策推進に資する定量的データを蓄積していくことが重要と考える。

E. 結 論

本研究遂行により、あらためて HIV・エイズに係る正しい情報の普及啓発の促進、検査相談体制や医療提供体制の整備といった各種施策を推進することができ、さらなる HIV 感染の拡大防止をはかり、国ならびに各地域のエイズ施策の推進にさらなる貢献ができるものと考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

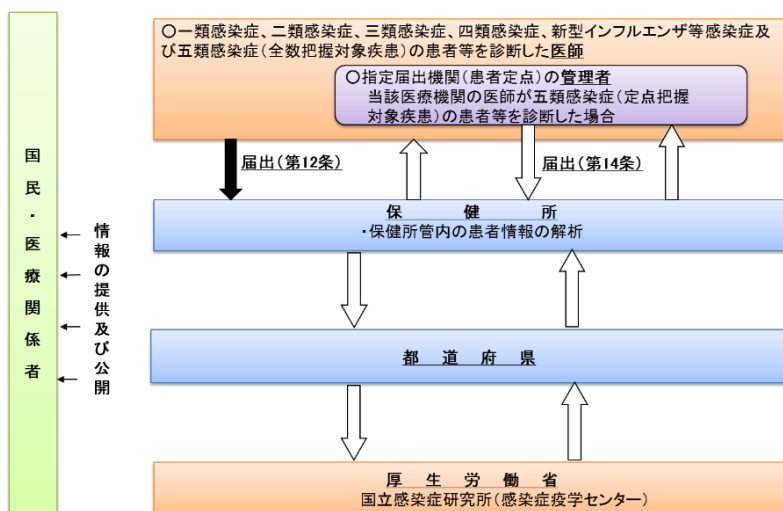
3. その他

なし

参考

感染症発生動向調査*

感染症法に基づき、診断した医師から保健所へ届出のあった感染症に関する情報について、オンラインシステムにより都道府県を通じて厚生労働省に報告される。収集した感染症に関する情報は、専門家による分析を行い、国民、医療関係者等へ還元される。



*感染症動向調査について <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115283.html>

参考

重点的に連絡調整すべき都道府県等の選定について (略称:「重点都道府県等」)**

**HIV感染者ならびにエイズ患者(以下、感染者等という。)が全国平均より多く報告されている都道府県等を「重点都道府県等」という

・ 背景

従来、わが国におけるHIV感染者やエイズ患者の発生動向については、関東地方を中心として増加してきたが、近年、地方の大都市においても感染者・患者が増加傾向にある。

・ 目的

HIV感染者やエイズ患者の報告数が特に多い地域の地方自治体と重点的に連絡調整を行うことにより、効果的なエイズ対策を進める。

・ 選定基準

- ①過去3年間(平成14年から16年)の新規感染者・患者合計報告数平均の人口10万人に対する割合が全国平均(0.799)以上の都道府県及び当該都道府県内の政令指定都市
- ②これに加え、HIV感染者・エイズ患者の報告数が著しく多い地域も対象とする。

・ 選定期間

当面2年間とする。ただし、選定基準、選定期間の見直しは必要に応じて行う。

・ 対象自治体

茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・愛知県・大阪府・沖縄県・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・名古屋市・大阪市(計16自治体)

2006年6月26日 第1回重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会*資料(一部抜粋)

*重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kenkou_128594.html

重点的に連絡調整すべき都道府県等の選定について (略称:「重点都道府県等」**)

**HIV感染者ならびにエイズ患者(以下、感染者等という。)が全国平均より多く報告されている都道府県等を「重点都道府県等」という

【事前モニタリング項目1】

- ・ 基本項目: 都道府県等人口、エイズ発生動向調査(HIV感染者数・エイズ患者数)
- ・ 優先項目: エイズ対策計画、推進協議会

【事前モニタリング項目2】

- ・ 個別施策層に対する普及啓発(青少年、同性愛者、外国人、性風俗産業従事者等)
- ・ HIV検査相談実績(平日、夜間休日、迅速検査、件数、延べ時間)
- ・ 医療提供体制(エイズ推進協議会、中核拠点病院選定、病院連絡協議会の開催、研修計画等)

【事前モニタリング項目3】

- ・ エイズ対策推進事業申請額(普及啓発および教育、医療提供体制の再構築)
- ・ 特定感染症検査等事業申請額(保健所等におけるHIV検査・相談事業)

2006年6月26日 第1回重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会*資料(一部抜粋)

*重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kenkou_128594.html

HIV感染者・エイズ患者の集中する地方自治体におけるHIV対策の 横断的モニタリングと施策推進に関する研究について

- 各施策についてモニタリング設定し、それぞれの自治体における普及啓発・検査相談体制等に関する現状を客観的に評価し、重点的に取り組むべき課題を明らかにすることで、地域の実情に即した効果的なエイズ施策を実施することが可能となる
- 各地方公共団体より得られたモニタリング調査項目は可能な範囲での公表を原則とし、今後の公衆衛生施策推進に資する定量的データを蓄積していくことが重要 ※下線部分は重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会でのモニタリング項目になかった追加項目

【モニタリング項目1】

- ・ HIV感染者・エイズ患者報告数・(それぞれ性別10歳階級年齢群別報告数)・国勢調査人口(いずれも2014年以降のデータ)
- ・ HIV検査件数: 平日・夜間・休日・迅速・郵送(それぞれ性別10歳階級年齢群別陽性件数)(いずれも2014年以降のデータ)
- ・ エイズ対策に係る計画: 策定の有無、有であればその資料(直近のみ)
- ・ エイズ対策推進協議会: 開催の有無、有であればその資料(直近のみ)

【モニタリング項目2】

- ・ 普及啓発および教育についての課題と対応策(特に青少年、MSM、外国人、性風俗産業従事者、薬物乱用・依存者等)
- ・ 検査相談体制について課題と対応策
- ・ 医療提供体制について課題と対応策(中核拠点病院選定、病院連絡協議会開催、研修計画等)
- ・ 地域特有の課題とそれに対する対応策

【モニタリング項目3】

- ・ エイズ対策推進事業実績額(普及啓発および教育、医療提供体制の再構築)(直近3年間)
- ・ 特定感染症検査等事業実績額(保健所等におけるHIV検査・相談事業)(直近3年間)
- ・ これまでの実績を考慮した今後の施策や予算要求の考え方
- ・ エイズ施策全般に対する厚生労働省事務局への要望等自由記載欄

年度	地域	重点都道府県	政令指定都市
2024年	西日本	沖縄県	
		福岡県	福岡市 北九州市
2025年		熊本県	熊本市
		広島県	広島市
		岡山県	岡山市
		東京都	
	東日本	北海道	札幌市
		埼玉県	さいたま市
		千葉県	千葉市
2026年		宮城県	仙台市
		新潟県	新潟市
		神奈川県	横浜市 川崎市 相模原市
		大阪府	大阪市 堺市
	中日本	静岡県	静岡市 浜松市
		愛知県	名古屋市
		京都府	京都市
		兵庫県	神戸市

年度別研究計画予定

【研究計画】

- 3年間の研究期間において、すべての政令指定都市およびその所在する道府県、都を含むそれ以外の重点都道府県等の政策担当者、当該地域の感染者等を支援するNGO等関連団体関係者、当該地区医師会担当者ならびに当研究班とで各地区における発生動向、現状施策、効果的取り組み等に関し情報を収集し、その分析結果を踏まえて意見交換を行う。
- 全国の都道府県をおおまかに西日本、中日本、東日本の3地区に分け、各地区の都道府県において情報収集・意見交換を行い、各地での会議終了後に地区別全体会議を行う。
- 地区別全体会議において各地域の施策状況を共有し、それに基づく専門家による分析ならびに最新の知見を併せさらなる意見交換・共有を行うことで、各地域におけるエイズ対策を効果的に推進しつつ、施策評価を含む指針見直しに向けた所管課への提言とする。

専用ホームページ

意見交換概要等関連資料を保存（URL：<https://hiv-ppr.jp/topic-hiraga.htm>）

エイズ予防指針に基づく

対策の評価 と 推進のための研究

HIV Prevention Policy Research

厚生労働科学研究費補助金（エイズ対策政策研究事業）

[ホーム](#) > HIV陽性者の集中する地方自治体におけるHIV対策の横断的モニタリングと施策推進に関する研究

▼ 研究課題

HIV陽性者の集中する地方自治体におけるHIV対策の横断的モニタリングと施策推進に関する研究

[九州大学大学院医学研究院泌尿器科分野](#)

平賀紀行